

平成29年塩尻市議会6月定例会

産業建設委員会会議録

○日 時 平成29年6月20日（火） 午前10時

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 5号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第10号 市道路線の廃止及び認定について

議案第11号 平成29年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）中 歳出6款農林水産業費、8款土木費

陳情6月第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

○出席委員・議員

委員長	金子 勝寿 君	副委員長	中野 重則 君
委員	柴田 博 君	委員	丸山 寿子 君
委員	永井 泰仁 君	委員	篠原 敏宏 君
議長	金田 興一 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○説明のため出席した参考人

陳情説明員 松本地区労働組合連合会 議長 島田 久雄 君

○議会事務局職員

議会事務局長	竹村 伸一 君	議会事務局次長	横山 文明 君
庶務係主事	二木 義文 君		

午前 9時57分 開会

○委員長 それでは、定刻より若干早いですが、皆様おそろいですので、ただいまから6月定例会産業建設委員会を開会いたします。本日の委員会は全員出席しております。この際申し上げます。審査に関する発言については、委員、職員とも全てマイクを使用させていただきますようお願いします。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。産業建設委員会をお開きをいただきまして大変ありがとうございます。委員会の構成メンバーの議員さんたちもおかわりになりますし、私どもの職員も人事異動によってかわっております。これから2年間、大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。きょう御提案を申し上げてある審査につきましては、条例案件以下でございます。どうぞよろしく御審査をお願い申し上げます。

○委員長 では、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は別紙委員会付託案件表のとおりです。本日の日程について副委員長から説明いたします。

○副委員長 おはようございます。私のほうから、本日の日程について御説明申し上げます。午前中に議案及び陳情の審査を行います。また委員会終了後、協議会を開催いたします。その後昼食を挟んで、塩尻木曾地域地場産業振興センターへの視察を行います。出発時刻につきましては審議の進捗を見て出発時刻を決めたいと思っておりますが、おおむね12時15分の出発を予定しております。庁舎南側の正面玄関へ集合をお願いいたします。地場産業振興センターへの視察後、うるしの里駅前水辺公園、贄川人路橋を視察し、市役所へはおおむね5時ごろの到着を予定しております。なお、懇親会は、午後5時45分から中信会館2階にて行いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 次に、年度初めの委員会であり、委員も改選となりましたので、職員の皆さんの自己紹介をしていただきます。部長は過日全員協議会で紹介いただきましたので、課長級以上の職員についてお願いいたします。なお、委員については、職員の名簿を配付しておりますので、係長については名簿により紹介にかえさせていただきます。それでは、お願いします。

[職員自己紹介]

○委員長 以上でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、審査を行います。なお、発言に際しては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみ発言とします。また、発言に際しては必ずマイクを使用してください。本委員会はUDトークシステムという音声技術を使うことによりリアルタイムで会議録を作成するシステムとなっておりますのでよろしくお願いいたします。ということですので、ぼそぼそとしゃべることのないように、はっきりとよろしくお願いいたします。

ここで、議案の審査案件に関係ない職員の退席を認めます。

それでは、審査に移ります。

議案第5号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第5号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○都市計画課長 それでは、塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。議案関係資料11ページをお開きください。

まず、提案理由でございますが、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部が4月1日に改正されたことに伴い、必要な改正をするものでございます。

概要につきましては、エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る基準を改めるものでございます。新旧対照表につきましては、後ほど説明申し上げます。条例の施行等につきましては、公布の日から施行するものでございます。

それでは、資料12ページの新旧対照表をごらんください。別表の第5でございまして、右側の現行の表中、1の項、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の審査におきまして、(1)の項中、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定すると引用しておりましたが、法改正によりこの条項が削除されました。これに伴い、左側の改正案でございまして、(1)の項中、当該計画が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合と改正するものでございます。なお、金額につきましては、現行どおりでございまして。

13ページ、14ページにつきましても、現行の表中2の項、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の審査において(1)の項中、適合証及び3の項、建築物エネルギー消費性能基準の審査において(1)の項中の登録建築物調査機関に係る法の規定が削除されたことに伴い、改正案ではいずれも市長が認めた場合と改めるものでございます。なお、市長が認めた場合につきましては、条例の施行に合わせて長野県の要綱に準じた塩尻市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する要綱を新たに定め、その中で規定いたします。具体的には、登録建築物エネルギー消費性能判定機関や登録住宅性能評価機関で事前に省エネ基準に適合しているか審査を受けた場合及び住宅の品質確保の促進等に関する法律による設計性能評価書の交付を受けた場合が該当するものでございます。説明は以上でございまして、よろしく御審議願います。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○篠原敏宏委員 2点、お願いをしたいと思います。耳なれない、私も知らなかった制度でありますので、そういうこと前提でお尋ねをします。

まず1点目は、11ページですね、施行期日に関する部分でありまして、29年4月1日に改正されたことに伴い、今回改正するということですが、これ本当は、される前にこの改正はしなきゃいけないのではないかと、だとすると、施行日からですね、公布の日、施行日までの間、こういうことが該当になった場合はどうなるかということについて、いかがでしょう。

○都市計画課長 施行の日ではなくて今回の6月議会にこの案件を上程したことにつきましては、委員さん御指摘のとおり、本来だったら3月議会なりでやるのが本来あるべき姿だったかと考えております。しかしながらですね、今回の県からの情報提供が4月17日でございまして、今回にかけることがぎりぎりであったということでございます。また、他市の改正状況を見ましても、特定行政庁である長野市、松本市等は3月に改正がされていたという状況でございますが、岡谷市、飯田市、諏訪市につきましては、塩尻市と同じく限定的特定行政庁であるため、今回の6月議会で改正案を上程しているという状況でございますので、御理解を賜りたいと思います。

2件目でございますが、これにつきましては申請でございますが、そもそもこの案件につきまして、申請するためのメリットが余り大きくないということで、届け出につきましてはありませんでしたので御理解願いたいと思います。以上です。

○篠原敏宏委員 事情はわかりましたし、直すところがないわけではないですが、コンプライアンス上、これはやっぱり本当はあってはならない手続だと思います。情報が来ていなかったのが県の落ち度なのか、あれですが、法律の施行に当たって、たまたまこの法律で支障がないという部分でよかったわけですが、本来でしたら、こ

れ重大事項ではないかなと。県の担当ともですね、その辺はきっちりやっておいていただきたいなと思います。

それともう1件、よろしいですか。旧条項の登録建築物調査機関ってというのは、これは具体的にどんなところがこの衆に当たるわけですか。

○都市計画課長 民間の企業になりますが、ERIあるいは建築センターというところがこの機関となっております。

○篠原敏宏委員 塩尻市で今までこれが適応になった例とかっていうのがあるわけでしょうか。

○都市計画課長 適応になったというか、審査を受けたということであれば、審査をしたことはございません。

○篠原敏宏委員 つまりこの法律の適用で、この手続をした例がかつて余りないというふうに理解してよろしいですか。

○都市計画課長 旧法からの時代の届出制度はございまして、そちらについてはございます。ただしこれは手数料を取りませんので、この条例とはかかわりのない部分でやっておると。今回手数料の改正に伴っては、こういう形で認定の申請等は行われていないという状況でございます。

○委員長 よろしいですか。

○柴田博委員 市民にとってはですね、具体的にどのようなときにどのようなかわりが出てくるのでどのように変わったのか、その辺をちょっとわかりやすく説明してください。

○都市計画課長 国交省からこのようなパンフレットが出ておりまして、その中で記されておりますけれども、今回変わったのが、規制措置ができた、あるいは誘導措置があるというものでございます。

まず、規制措置でございますけれども、省エネ法にかかわって審査を受けなければならない、あるいは届け出をしなければならないというものがございます。それで、その要件でございますけれども、非住宅で2,000平米以上のものがございますので、一般の市民の方には余り縁がないのかなというのが1つ。それと届け出制につきましては、300平米以上の新築・増改築に係るものというものでございますので、一般の住宅ではなかなか300平米を超えるものはないのかなというふうに捉えております。

誘導措置でございますけれども、この性能向上の認定を受けた場合に特別な設備等を設けるという中で、これが延べ床面積が通常の面積に、例えば建ぺい率、容積率が定められておりますけれども、容積率が200のところまで220%になってしまったというような場合にですね、そのうちの一部、省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分については不算入としますよというメリットが1つあるというものでございます。それと、もう1つのメリットといたしましては、省エネに関する表示ができるというものでございます。ですので、一般の住宅等を建築する際には誘導措置もございますが、義務がないので、一般の方に対してはそれほどメリット、デメリットも関係ないのかなというふうに捉えておりますのでお願いいたします。

○柴田博委員 具体的にはどういう場合に該当してくる、どんな建物をつくったり改造したりする場合に該当してくるのか、もしわかったらお願いします。

○都市計画課長 考えられるものとしては、商業施設あるいは事務所機能、工場等の大きな建築物であるというふうに捉えております。

○委員長 よろしいですか。

○永井泰仁委員 この申請認定をする場合にね、申請する人は基本的に建築の設計士のほうがするのか、あるいは

は業者が発注した施主がするのか、この申請はどこがすることが一番賢明でしょうか。

○都市計画課長 建築主がすることになっております。お願いします。

○永井泰仁委員 もう1点。そうするとこれは当然建築に着手する前に申請をすることが一番ベストという、そういうことでしょうか。

○都市計画課長 担当の係長から答弁いたします。

○建築係長 申請の時期については、まず認定のほうの申請ですね、今回の条例にかかわる部分に関しましては認定を受けてから工事を着手してもらうという形になりますので、工事着手前という形になります。それから、旧法のほうの今までずっとありました届出制度につきましては、工事着手日の21日前という形になっております。以上です。

○永井泰仁委員 これは年間の件数はそうたくさんではないわけですが、市のほうではどこが窓口で、どういうふうなルートでこれは審査されますか。

○都市計画課長 都市計画課の建築係が窓口になって、そこで審査をいたします。

○永井泰仁委員 そうすると、この認可なり許可なりは、当然市長名で都市計画課で審査した内容が建築主に知られるという、こういうシステムでしょうか。

○都市計画課長 そのとおりでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、自由討議を省きまして討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第5号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第10号 市道路線の廃止及び認定について

○委員長 議案第10号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○副事業部長（建設課長） それでは、議案関係資料の23ページをお開きください。市道路線の廃止及び認定について。

提案理由でございます。市道路線の廃止及び認定について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。概要につきましては、3路線を廃止し、新たに8路線を認定するものでございます。

1つ目、(1)といたしまして、都市計画事業に伴うものでございますが、1路線を廃止し、1路線を認定するものでございます。場所につきましては、1枚おめくりいただきまして25、26ページをごらんいただきたいと思っております。地区につきましては松本市の場所になります。都市計画事業として平成28年度整備されたことに伴い、現在の路線番号1345広丘西通線を廃止し、路線番号1370広丘西通線として路線延長102メー

トル増の全長約1,300メートルと、あわせて起点の変更を行い、新たに認定をさせていただくものでございます。幅員につきましては5.2メートルから16メートル、今回認定していただく道路につきまして追加の部分でございますが、両側に3.5メートルの歩道が整備されているところでございます。

次に(2)としまして、開発事業に伴い2路線を廃止し、新たに7路線を認定するものでございます。廃止する路線でございますが、路線番号2313原新田県営住宅線、全長約328メートルと路線番号2331原新田住宅団地2号線、全長約133メートルを廃止するものでございます。場所につきましては、27ページ、別図3をごらんください。地区につきましては、原新田区になります。市道2331につきましては、昨年6月議会におきまして認定をさせていただいたものでございますが、県営原新田住宅の廃止により、現在計画されている開発事業地への編入に伴いまして2路線の廃止をさせていただくものでございます。

続きまして、1枚おめくりいただき、24ページ。認定する7路線でございますが、別図の4、やはり28ページをごらんください。路線番号2332旧原新田住宅線、約87メートルと、路線番号2333旧原新田住宅2号線、約144メートルは、先ほど廃止路線として説明させていただきました路線番号2313原新田県営住宅線から開発事業地に係る部分を除いた部分を認定させていただくものでございます。

続きまして、路線番号3548堅石住宅4号線でございますが、同28ページ旧県営原新田住宅の南側の部分の住宅街の中にある道路でございます。幅員4.6メートルから6.0メートル。両側に側溝、延長約49メートルの道路でございます。またこの道路につきましては、全て住宅がもう建設されているところでございます。

次に、路線番号3549原新田南13号線、29ページのほうをごらんいただきたいと思います。広丘駅の西口から県道鍋割穂高線の南側の部分になります。地区は原新田区。詳細でございますが、片側側溝、雨水につきましては浸透ます処理1基、防火貯水槽22トンをも1基設置してございます。幅員は6メートル、延長につきましては35メートルの道路でございます。こちらにつきましても、既にこの道路に面した部分につきましては住宅が建築済みという形になってございます。

続きまして、路線番号4244高出保育園北線でございます。30ページをごらんください。場所でございますが、高出保育園北側の部分の開発になります。地区は高出2区になります。詳細ですが、幅員6.0メートル、両側側溝、雨水は浸透ます処理で1基、延長約65メートルでございます。現在こちらにつきましては、3軒が建設中ということで造成軒数につきましては13軒ということで建設が進んでいるところでございます。

続きまして、路線番号4245九里巾29号線でございますが、31ページをごらんください。場所につきましては、九里巾交差点から東側の部分ということで、こちら、以前協栄精機のあった場所でございます。地区は野村区でございます。詳細ですが、両側側溝、雨水は浸透ます処理1基、消火栓1基、転回広場1カ所設けてございます。さらに緑地を2カ所、こちらは約104平米の緑地となっております。幅員ですが6メートル、延長は70メートルの道路でございます。現在、造成軒数12軒のうち7軒が建設中ということになってございます。

あわせてまして路線番号4246黒崖9号線でございますが、場所は今御説明させていただきました道路の南側の東西に走る道路でございます。詳細ですが、片側側溝、幅員は4メートルから6メートル、延長約127メートルの道路でございます。以上が今回、市道路線の廃止及び認定をする路線でございます。

参考といたしまして、今回提案させていただくことによりまして、市道路線数は5路線増の2,493路線、

総延長にしまして218メートル増の89万886メートルになります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より質問、御意見ありますか。

○永井泰仁委員 野村の4246と4245が今回、例の協栄精機周辺ですが、市道認定ということでございますが、この道路の認定にすることに対しては依存はないわけですが、今この辺の雨水排水の浸透ますが1基ということでしたが、この辺のところは雨が降るたびにですね、昔の民間の開発のエリアで浸透ますをそれぞれやっているんですが、大雨のときにはですね、この北側の集落のほうへですね、床下浸水もしたというようなこともあるところがございますが、この辺の雨水は、浸透ますの考え方と、それから野村桔梗ヶ原地区の土地区画整理組合の中でのね、雨水処理を含めて、田川へ持っていくのと、それから国道の九里巾の交差点の西のほうへ排水を持って行って最終的に田川へ抜くのと両方検討しなければならないと思いますが、この辺の雨水対策についてどのように考えていますか。

○副事業部長（建設課長） 委員おっしゃるとおり、雨水排水の関係につきましては、市内におきましても問題のあるところがございます。今回の4245につきましては開発ということで、開発業者のほうより開発許可におきまして雨水排水の浸透ますにつきましては、それぞれ雨水透水係数また浸透の地下のボーリングデータをもとにしまして、雨水が飲めるということでの計算をしていただいた結果の1カ所ということになってございます。また宅内につきましては、それぞれが宅内に浸透ますを設けてございまして、宅内処理を行うということで、今回の浸透ますについては道路排水ということで今計画をしていただいて、うちのほうで受けるものでございます。また九里巾もそうでございますが、今建設のほうといたしましては、雨水幹線、整備されているものにつきまして、極力そちらのほうへ排水路を整備する中で流していきたいということで、下水道課の雨水幹線の状況を見ながら取り込んでいるということでございます。こちら、またあわせまして浸透ますの清掃につきましては、大変重要な問題となっております。年間を通しまして維持管理のほうに十分対応していきたいと思っておりますのでよろしく願いをしたいと思えます。

○永井泰仁委員 この4246ですが、昔はちょうどこの協栄精機の西のところとこっちの集落がですね、公図の番図の境ということで、今回127メートル、4246号でしっかり認定になっているんですが、ここの道路の幅員を決める境界が大分前から問題になっておって、今回しっかり認定道路ということになりましたが、この境界の立ち会い等々でもめた経緯とか、そういうのはございませんか。みんなそれぞれ合意ということで問題ないでしょうか。

○副事業部長（建設課長） 今回、奥のほうは4メートルの道路ということになっております。それで手前側、この図面でいきますと左側のほうになりますか、そちらが6メートルという道路になっております。確かに委員おっしゃるとおり奥のほうに工場立地等ありまして、若干の境界立ち会い等あったという話は聞いておりますが、今回確認したところによりますと、全て境界につきましてはコン柱等、プラ杭で確定する中での今回認定ということになっておりますのでよろしく願いしたいと思えます。

○永井泰仁委員 わかりました。

○柴田博委員 広丘西通線の関係ですけれども、これは要は、今までの道路から新しくできた部分を追加して別の路線になったということですけど、廃止と新たな認定っていうことじゃなくて変更っていうのは市道の場合に

はできない、変更するってことはできないわけですか。今までのとおり1345を変更して少し距離が長くなったみたいな処置っていうのはできないんですか。

○副事業部長（建設課長） 変更ということも可能でございますが、今回のこの路線、ちょっと見ていただければと思いますが、都市計画道路につきましては起点側がちょうど伸ばしていくほうになっております。起点が長者原公園の終点側でありましたら延長という形で変更もできたかと思っておりますけれど、今回起点側だったものですから、そちらの廃止しての形をとっております。それで起点、終点の解釈につきましては、今回都市計画道路の起点側、終点側という形で市道も合わせているものですから、こういった形で廃止、認定という形をとらせていただいているというのが実情でございます。

○柴田博委員 今までもあんまり変更というのは聞いたことがないんですけど、実際に変更されている場合もあるということですか。

○副事業部長（建設課長） 変更している場合もございます。

○柴田博委員 もう1点。それから先ほど永井委員が質問した部分の4245と4246ですけど、これ路線名を見ると、近接している道路だけ全然名前のつけ方が違うんですけど、この辺は何か決まりがあるんですか。

○副事業部長（建設課長） 特に決まりはないんですけど、4246につきましては、ちょっと以前から道路があった関係で、若干今回遅れる中での認定ということになっておりまして、その周辺が黒崖ということで名前をつけたということで、ちょっと名前の由来につきましては何とも言えないんですけど、その状況を見ながらつけさせていただいているということですので御理解いただければと思います。

○篠原敏宏委員 2点お願いします。今の名前のつけ方なんですけど、2路線廃止して2路線原新田でやっていますが、新しくつけるときに旧っていうのをつけるっていうのはどうかなっていう気もするわけですが、旧の住宅団地があったところだからこういうことかなと思いますが、新たにつけるときにはですね、地元でもっとなじむような名前だとか認知度の高い名前っていうのが、あるいはもう住宅団地が廃止されてこれからそこがなくなって違う形になることが想定されているのに旧住宅団地という名前をつけるっていうのはいかがなものかなっていう気がしますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○副事業部長（建設課長） 路線名につきましては、今の御意見等を考慮する中、また考えてまいりたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○篠原敏宏委員 わかりました。変える機会があるのかなのか、あれですが、検討をお願いしたいと思います。

もう1点、広丘西通線ですが、私もこういう、これ松本市境になりますよね、この道路の一部が。一部っていうかかなりが。こういった松本市との本当に境界の上に乗っている道路の管理っていうのは、松本市の市道認定との関係とか、実際はこれは塩尻市民がほとんど使う道路ということで、塩尻市道で私はいいいと思いますし、松本市との関係も問題ないとは思いますが、道路の真ん中に市道の境界があるというときの市道の認定のときには、そういう調整等があるわけでしょうか。

○副事業部長（建設課長） 今の都市計画道路の関係についての委員さんの質問でございますが、今回の道路の認定につきましては、松本市の領域に入っております。こちらにつきましては、区域を越えて他市について認定をする場合につきましては、その関係市の議会の承諾を得ることになっております。そちらの関係ございまして、今回の場所は、松本市におきまして本年平成29年3月議会におきまして承諾をいただきまして、今回塩尻市と

して認定をさせていただき管理をしていくものでございますので、よろしく願いいたします。

○篠原敏宏委員 わかりました。塩尻市が塩尻市の道路として管理していくということに関して、地籍については松本市に所属する部分があるので松本市も利用すると、そういう認識でよろしいですね。

○副事業部長（建設課長） そのとおりです。

○篠原敏宏委員 もう1点だけ、済みません。同じ長者原公園のですね、これ図面は古いわけ、現在の形はこの形じゃない、何か改良されて道路の形が変わってりゃしないかな。

○委員長 具体的にどこなのかを指摘していただき、工事中のところですか。

○篠原敏宏委員 終点。

○委員長 変わっているんですか。

○篠原敏宏委員 終点がこの図面の形だったらこれでいいですが。

○委員長 行政側、答弁あれば。

○副事業部長（建設課長） この図面のような形でおおむねでございます。詳細はこの線でございますので、何とも言えませんが、このような形の場所でございますのでお願いします。

○篠原敏宏委員 わかりました。

○委員長 篠原委員、よろしいですか。

ほかによろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、自由討議を割愛して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第10号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第10号市道路線の廃止及び認定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第11号 平成29年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）中 歳出6款農林水産業費、8款土木費

○委員長 議案第11号平成29年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）中、歳出6款農林水産業費、8款土木費を議題といたします。説明を求めます。

○農政課長 それでは、議案別冊第11号一般会計補正予算（第1号）の15ページ、16ページをお開きください。6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の白丸、農業経営体育成支援事業につきましては、経営体育成支援事業補助金といたしまして180万円の増額補正をお願いするものでございます。こちらの事業でございますが、片丘地区におきまして現在5.5ヘクタールのワイン用ブドウの自社管理畑を展開しております農地所有適格法人株式会社レゾンが地元農家から賃貸借しております元水田50アールの畦畔除去、暗渠排水工事、土壌改良工事をみずから実施するに当たりまして、本市が農林水産省の経営体育成支援事業の補助申請を行って、先月交付予定額の内報を受けたことから増額補正をお願いするものでございます。こちらの国事業につきま

しては、地域の担い手の育成確保を推進するために人・農地プランに位置づけられました経営体が一定の条件不利地域と認められる地域におきまして経営規模の拡大等を図る事業を対象としておりまして、補助率は2分の1以内、上限は4,000万円の事業となっております。お金の流れでございますが、国補助金が県と市の会計をそれぞれ経由しまして事業主体に交付される仕組みとなっております。私からは以上です。

○副事業部長（建設課長） それでは、引き続きまして、その下でございます。8款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費をお願いいたします。資料を用意させていただきましたので、配付させてもらってもよろしいでしょうか。

○委員長 これを認めます。

○副事業部長（建設課長） それでは、1つ目の白丸、生活道路整備事業1,000万円の補正でございますが、黒ポツ、市道新設改良工事1,000万円でございます。市内生活道路において凍上により破損している道路舗装改修に対応させていただくものでございます。資料のほう、ごらんいただければと思いますが、生活道路につきましては、凍上による被害の拡大が早く、早急な対応が必要な3カ所、延長265メートル、面積でございますが、915平方メートルを行うため、当初実施箇所への対応をさらに行いたく補正をお願いするものでございます。資料1枚目は、それぞれの路線の被害状況写真と箇所でございます。次のページ以降に箇所につきましては載せさせていただきますので、ごらんいただければと思います。毎年温暖化が進んでいるとお話もお聞きする中でございますが、ことしは前年に比べ積雪が少なく、さらに最低気温が氷点下となった日が松本測候所におきまして12月から3月、120日間の間に、昨年の88日に比べまして、ことしは105日と17日多く氷点下のしみた日が続いたということになってございます。道路損傷への対応は市民生活、市民の安全・安心のためにも早急の対応を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたい補正でございます。以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

○丸山寿子委員 農業費のほうの補助金についてですけれども、この水田の改良工事、時期はいつごろされるのか、わかりましたら教えてください。

○農政課長 今、企業のほうからですね、聞いておりますスケジュールでございますけれども、着手予定が平成29年の7月ということでございます。

○丸山寿子委員 それに対して、認められた補助金というのは、いつごろ国、県、渡りまして市のほうに来るものなのか、お聞かせください。

○農政課長 内定が5月、交付決定が6から7月の上旬、事業着手が7月でございます。完了しまして、恐らく年内ということになるかと思えます。支払いのほうは来年になるかと思えます。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

○柴田博委員 道路の舗装改良のほうですけれども、写真にある程度の損傷の場合には、どういう舗装改良をするわけですか。全部剥ぎ取って新しくするのか、部分的に直すのか、その辺は。

○副事業部長（建設課長） 今回の舗装改良をお願いしている部分につきましては、路盤から入れかえをさせていただくという形になっています。通常、小さな部分、穴等ございましたらオーバーレイということにかけてられますが、根本的な対策が必要ということで、今回の路線、生活道路につきましては、凍上路線につつま

しては、路盤から入れかえをさせていただく内容でございます。

○柴田博委員 路盤からということは、今の道路幅全部をとって路盤も直して舗装を全部やり直すという、そういうことです。

○副事業部長（建設課長） そのとおりです。

○柴田博委員 わかりました。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

○永井泰仁委員 床尾平出線ですが、かつてこの辺のところは凍結したり、非常に滑るということで、何か特殊な舗装の工法を取り込んだ記憶もしているんですが、今回この補修をするところは当然しなきゃなりませんけれども、その部分ということでしょうか。

○副事業部長（建設課長） その部分でございます。こちらにつきましては、写真をごらんいただければと思いますが、こちら、わだち掘れが大分ひどくなってオーバーレイ等をしているんですけど、やはり根本的な部分から攻めていかなければいけないということで、再度舗装改良をさせていただくものでございます。

○永井泰仁委員 このところは日陰になるし、また凍上する可能性も強いものですから、しっかりやるならね、同じ路盤工と言っても上層路盤とか総路盤というのが2つあって、下層路盤からしっかりですね、採石を詰めてしっかり転圧をして、凍上しないような工法で、少し金をかかってもですね、こういう被害のひどいところは統一的な補修じゃなくて根本的に直してほしいと思いがすが。

○副事業部長（建設課長） 委員、おっしゃるとおりでございます。根本的な対応をさせていただきますが、路盤からの入れかえとなっております。あわせて、舗装の傷みっていうものにつきましては、やはり大型車両の通行量が多いか少ないかによって大分違ってきています。こちらにつきましても、主要路線といいますか、大分車両も多いところがございます。委員おっしゃるとおり下層からの十分な転圧を含めた改良をしていきたいと思っておりますのでお願いしたいと思います。

○永井泰仁委員 わかりました。

○委員長 よろしいですか。ほかによろしいでしょうか。

ないので、自由討議を省いて討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第11号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第11号平成29年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）中、歳出6款農林水産業費、8款土木費については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案についての審査は以上です。それでは、陳情のほうへまいりたいですが、10分間休憩をした後、本日は説明者がいらっしやっておりますので、審査を行いたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

じゃあ、10分間休憩といたします。関係のない職員の方は退出して構いません。

午前10時43分 休憩

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

陳情6月第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

○委員長 当委員会へ付託された陳情は1件であります。平成29年6月第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について審査をいたします。事前に文書表が配付されていますので朗読を省きたいが、よろしいでしょうか。

それでは、本日は議会基本条例第7条4項に基づき、陳情者の出席をいただいております。ここで陳情者に関する資料がありますのでお配り、じゃあ事務局、お願いします。

それでは、本日は陳情者の松本地区労働組合連合会議長の島田様に出席をいただいておりますので、説明を5分程度をお願いをいたします。よろしくをお願いします。

○陳情説明員 皆さん、おはようございます。ただいま御紹介いただきました松本地区労連議長の島田でございます。松本地区労連というのはですね、地区労働組合連合会というんですが、塩尻とか松本で活動している労働組合の連合体です。きょうはそこで幹事会議論をして、きょうの陳情になりました。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

きょうの陳情はですね、1つは最低賃金を上げてほしいというのと、中小企業さん大変ですので、中小企業の支援を拡充してほしいと、このセットで意見書を上げてほしいという陳情です。

皆さん、最低賃金、幾らか御存じだと思うんですが、長野県の最低賃金は770円です。今、日本の社会の中で貧困と格差の拡大というのが非常に社会的な問題になっています。その1つの原因が、最低賃金が低いということだろうと思うんです。770円といひますと、フルタイム働いて12万数千円にしかならないんですね、月収がね。こういう状況で本当に憲法25条で保障されている人間らしい文化的な生活ができるかどうかという問題だと思うんです。私たち、全国労働組合総連合というところに入っているわけですが、その各県での調査によると、大体25条に保障された最低生活というのは、23万から24万円かかると言われているんですね。添付資料にありますか。ということで、そこを上げないといかんと。もう1つは、そこを上げると中小企業は体力がないので潰れちゃうんじゃないかという声があります。ぜひ最賃を上げると同時に中小企業の支援を拡充することをぜひセットでお願いしたいというふうに思っています。

今、若者の生活は非常に大変で、東京でエキタスという団体があって、その団体は1,500円に上げろという要求をしてデモ行進やシンポジウムをやっているんですが、その人たちの話を聞きますとですね、こんな話があるんですね。今、賃金が上がったなら何をまずしたいですか。一番多いのが医者に行きたいってことでした。歯医者に行きたいとかね、胃が痛いのでって、そういうことが一番多かったですね。それから、若者の中で話しているのは、結婚すると。しかし非正規同士の結婚は子供を生まないと。子供が生まれたら生活ができないので離婚だと。子供を引き取ったほうは生活保護をもらって生活する。そういう話がずっと広がっているほど貧困が大変になっています。両親と一緒に生活して食費も住居費も全部ただっていうのは別なんです、1人で生活するっていうのは非常に大変になっているということです。

これが単なる若者たちの生活が大変だけではなくて、グラフにあります、既婚率が非常に悪いと。3枚目に

載っていると思うんですが、全体で結婚している人が少ないというのも、これは驚きなんです、特に年取によって大きな差があると。日本の未来に暗い影を落としているのが、低賃金で働かざるを得ない。結婚もできない。だから子供も産むこともできない。少子高齢化がいつそう進むというのは、この実態にあらわれているんだと思うんですね。ですから、この最低賃金を引き上げるということは日本の未来にとって希望を与える。そういう側面を持っているのではないかと考えています。

もう1つは、地域経済を活性化させるという意味もあります。生活が苦しい人はですね、収入が上がるとまず何を使うか。それは、地元で食材を買うんですね。衣料も地元で買うんです。すぐ消費に回すんです。お金のある人は収入が上がったら貯金をしますけれども、その余裕がありませんので、すぐ消費に回すと。ですから、賃金の低い人っていうのは、それを引き上げるということは地域経済を活性化させるということになります。

しかし、最低賃金を上げた場合には業者が困るのではないかと意見がたくさん出ています。それはそのとおりだと思うんです。最近の調査では、10億円以上の大企業の内部留保が400兆円を超えたという話になって報道されています。大企業は大もうけです。しかし、中小の人たちは大変です。ですから、最低賃金を上げるといことは、あわせて中小支援を強化するということがどうしても必要なんです。例えばフランスではどうしているかという、中小企業の働く人たちの社会保障の会社分を国が負担をする。あるいは企業規模によって所得税を変えている。そういうところもフランスなんかで起きています。

ということで、その2ページ目に私どもの案を示してありますが、そこで幾つか要望も載っていますけれども、この2つをあわせてやるのが若者の生活を守り、しかも地域経済を活性化させて地域を元気にする。このことになるというふうに確信をしています。ぜひこの塩尻市議会です、意見書を上げていただきたいというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。ありませんか。

よろしいですか。

○永井泰仁委員 県の最賃の金額の決まり方は、これは県の段階で決まってくるわけですね、市よりも。長野県に対しては、皆さんの組織は強力にこの辺のところを値上げするような運動はしているか、その内容を若干説明してください。

○陳情説明員 6月、これからですね、中央で最初に目安を出して、それを県で持ってきて県で決めるということで、県に対しては長野県労働組合連合会という私どもの上部組織がありますので、そこ一緒になって要請書を出したりですね、お話をしたりということをしております。

○委員長 よろしいでしょうか。

○柴田博委員 説明された趣旨はよくわかります。それで、陳情書の最後に別紙の意見書を提出するよう陳情しますということで、その意見書の中身はちょっと配られていないんでわからないんで、資料配付をお願いしたいと思います。

○委員長 じゃあ、いいですかね、ほかの委員の皆さん。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 じゃあ、資料配付をお願いします。

朗読は省きたいと思います。内容、ほぼ同じですので。ほかに御質問等ございますか。

よろしいですかね。じゃあ、質疑のほうは打ち切りをして自由討議に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 それでは、自由討議を行います。ございますか。いいですか。

なければ、それでは、討論を行います。

○柴田博委員 陳情の趣旨はもつともだというふうに思います。最低賃金についても、中小企業への支援についても、今の意見書の中で5項目書かれておりますけれども、この項目でやはりすぐにも国のほうで実施していくようにですね、塩尻市議会としても意見書を出していくほうに賛成でありますので、この陳情については採択すべきだというふうに思います。

○委員長 ほかにございますか。

○丸山寿子委員 先ほど説明がありましたように、日本の貧困に関しましては、働いても働いても貧困と申しますか、特に例えば結婚してからも、2人のうち1人が働いていて貧困ということは世界中にあるんだけれども、夫婦2人で働いているのに厳しい生活だっているところが日本の貧困の特徴だっているふうに言われていて、そのことがやっぱり最低賃金につながっているというふうに思います。また、資料の中にもありますように、この賃金の格差というか最低賃金の差が、やはり都市部に労働力をやっぱり流出させている。私たちの市の中でも都会に進学してそのまま戻らないというような傾向のことも普段ちょっと憂慮しているところがありますけれども、そういったことにもつながっているというふうに感じています。私も採択をして意見書を上げるべき、また特に今回は中小企業の支援の拡充ということも入っていますので、というふうに思います。以上です。

○委員長 ほかに。

○永井泰仁委員 この趣旨はよく理解もできるし、そういうことだと思うし、今、戦後3番目の好景気だというふう言われているところでございますが、やはり豊かさが実感できないというのは、やはり物価の上昇に対しまして給与が上がっていけないという実態もあるということでございます。また塩尻市内をとってもですね、ほとんど中小零細ということでございますが、指摘されているとおり大企業はかなりの利益も出ているわけですが、中小零細のところ、地元の企業、工業団地等も聞いてみるとですね、横ばいということで、ほとんど変わらないというようなことも出てまいりますので、国に対して最低賃金の値上げは必要だと思うし、それから生活保護とのいろいろ時給を計算した場合のバランスも最近問題になってきているということもございまして、国にですね、中小企業にたいする支援策もしっかりやらしてもらおうということも載っていますので、私もこれについては賛成ということでございます。

○篠原敏宏委員 今、ここに書かれている現状の把握分析と将来にわたる展望というふうに見たときに、最低賃金だけを改正して、それでもって経済の逆に言うと底上げになるというふうには、単純なものではないという理解もしていますが、ただ安倍政権におきまして2%の拡大、これを掲げる中で、それがうまくいかない1つの要因に賃金が上がっていかないと。えいやではないですが、ここには3%引き上げて加重平均で1,000円を目指すという政府の方針等もありますので、逆にここに尻をたたくというような効果があるのかなと。単純な経済論理ではないというふうに理解する一方で、最低賃金というわかりやすい指標を1つ挙げるということが経済の底を上げていくという一助になるという理解もこれはできるのかなと。そういう理解もいた

しましたので、趣旨を理解いたします。私も今回はこれに賛成をする立場で意見を申し述べます。

○委員長 ほかにはいいですかね。それでは、皆さん採択という意見ですので、本陳情については採択というふうに委員会として結論を出したいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 わかりました。それでは、採択といたします。引き続き意見書を提出ということになっておりますので、その案文の内容についてお諮りをいたします。既に配付されておりますが、内容について特に御意見等がなければ、このまま意見書を本会議のほうへ提出したいと思っておりますが、各委員、いかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか、永井委員。いいですかね。それでは、その旨了承をいただけたということで、意見書を提出したいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、意見書の提出の字句、数字その他整理を要するものについては正副委員長に一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、そのようにいたします。島田議長さん、陳情の説明ありがとうございました。

それでは、行政側から何かありますか。

閉会中の継続審査の申し出

○産業振興事業部長（産業政策・地域ブランド担当） 閉会中の継続審査についてお願いを申し上げます。本委員会所管の各事業部、大変重要な案件を抱えております。したがって、閉会中の継続審査につきましてお願いを申し上げるものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいま継続審査につきまして申し出がありましたが、これについて御意見、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。以上で当委員会に付託された案件の審査を終了いたします。なお、当委員会の審査結果報告及び委員長報告の案文につきましては委員長に御一任願いたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

理事者から挨拶があれば、お願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 大変慎重に御審議をいただきまして、提案をいたしました全ての案件に御承認をいただきました。大変ありがとうございました。

○委員長 以上をもちまして、6月定例会産業建設委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

午前11時08分 閉会

平成29年6月20日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

産業建設委員会委員長 金子 勝寿 印